

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）の 意見書と今後の進め方について

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」前期計画第2期対象校の志村小学校については、令和元年6月に公表した対応方針において、児童数の将来推計や当該敷地特有の改築工事への制約や課題を踏まえ、工事手法や学校グループ編成手法等について総合的に検討することとした。

令和元年11月18日より、保護者、学校や地域関係者で構成する『魅力ある学校づくり協議会（志村小）』を設置し、現在地での改築を検討してきた。しかし、敷地条件による工事の長期化や校地外での仮設校舎設置場所の確保が困難であることから、小中一貫教育推進の視点を取り入れ、志村第四中学校の関係者を加えて、令和2年7月3日には、『魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）』が改めて発足し、令和元年11月から令和2年11月にかけて全8回にわたり協議を重ねてきた。

この度、第8回協議会において意見が集約され、最終的な意見を「意見書」としてまとめ、協議会から教育委員会へ提出された。（別紙「魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）意見書」）

これに伴い令和2年11月25日の教育委員会において、区立志村小学校及び区立志村第四中学校の施設整備と児童・生徒の教育環境の充実については、この意見書を尊重しながら進めていく旨の意思決定がされたので報告する。

1 魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）の経過

回	開催月日	内容
準備協議会	令和元年11月18日	● 会の名称、会則、運営について、会長の選出
第1回		● 「いたばし魅力ある学校づくりプラン～前期計画第2期対象校対応方針について～」の概要説明等
第2回	令和元年12月16日	● 小中一貫教育について説明等 ● 志村第四中学校の現況について
第3回	令和2年1月27日	● 志村小学校の仮設校舎設置場所について協議 ● 意見聴取及び周知方法について協議
第4回	令和2年3月12日	● 志村小学校の改築方法 ● 意見聴取及び周知方法 上記2点について、第3回協議会で挙げられた意見をもとに協議

回	開催月日	内容
第5回	令和2年7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議会の名称、構成、会則、運営の変更について ● 前回協議会までの振り返り、方向性の確認 ● 今後のスケジュール及び意見書のたたき台 ● 施設見学 ● アンケートの実施について <p>今後のスケジュールの議題まで協議し、施設見学の実施を確認した。協議できなかった意見書とアンケートについては、第6回協議会に協議を持ち越した。</p>
施設 見学	令和2年7月27日	杉並区立小中一貫教育校 高円寺学園
第6回	令和2年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ● FLC学びのエリアにおける小中一貫教育の取組の紹介 ● 意見書案について ● アンケートの実施について <p>意見書案の跡地活用に関する項目や意見書冒頭の文章について、修正意見があったため、次回協議会で改めて協議することを確認した。</p> <p>また、アンケートについては9月に実施することを決定した。</p>
第7回	令和2年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケートの結果について(確認事項) ● 意見書案について(協議事項) ● (仮称)志村小・志村四中 小中一貫型の学校設置検討会について <p>「志村小学校の施設整備に関するアンケート調査」の結果を報告し、結果は、今後実施予定の説明会の内容検討などで活用していくことを確認した。</p> <p>意見書を改めて協議した結果、意見書の内容がまとまり、次回協議会で教育委員会に提出することを決定した。</p> <p>意見書提出後、小中一貫型の学校設置に向け、通学区域等の具体的な検討を行う検討会の設置案は、修正意見があったため、次回協議会で検討体制をまとめることを確認した。</p>
第8回	令和2年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見書の提出 ● 志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会について <p>教育長に手交し、意見書を教育委員会へ提出した。また、検討会の検討体制をまとめ、令和3年1月を目途に検討会を設置することを決定した。</p>

2 今後の進め方

(1) 志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会の設置

①検討会の役割

提出した意見書をもとに、小中一貫型の学校設置に向けた円滑な準備を計画的に行うため、下記に掲げる項目を検討し、区教育委員会事務局からの報告に対し意見する。

■ 検討項目	■ 調整項目
① 通学区域・通学路に関する事項	① 学校行事、学校運営に関する事項
② 学校名に関する事項	② 学びのエリアの連携に関する事項
③ 校歌・校章に関する事項	③ 建設に関する事項
④ 跡地活用に関する事項	
⑤ PTA組織に関する事項	
⑥ 学校の伝統や歴史の保存に関する事項	

※上記以外に、検討会の決定により検討項目及び調整項目を追加することが出来る。

②検討体制

検討会委員の構成は下記のとおり。

	選出元	人数
検討会会長	教育委員会事務局次長	1名
協議会会長	協議会会長(下記と併任可)	1名
地域関係者	町会・自治会、青少年健全育成地区委員等	
	● 志村小関係者(志村小通学区域にかかる町会から1名ずつ) ● 志村四中関係者(志村四中通学区域にかかる支部から1名ずつ)	4名 3名
PTA	志村小、志村四中	各3名
学校関係者	志村小CS委員、志村四中CS委員	各3名
学校長	志村小、志村四中	各1名

基本的に協議会と同様の委員構成であるが、下記に配慮する。

- 近隣の学校に影響する内容を検討する場合は、当該学校の学校長及びPTAの委員推薦を依頼する。
- PTA及び学校関係者については、作業部会設置により会議の開催頻度が増すため、負担軽減の観点から、下記の方法を可能とする。
 - 上記表の人数からの1～2名増員することが出来る。
 - 委員の任期は選出団体に属する期間とするが、期間終了後も選出団体の同意により再任し、委員の任期を継続することが出来る。
- 作業部会の設置により、学校長の出席を要する会議が多くなるため、副校長や他の教職員を作業部会の出席委員とすることが出来る

③作業部会の設置

集中的に検討する必要がある下記の項目については、作業部会を設置し、作業部会が検討会で審議するための案作成を行う。

【作業部会で検討する事項】

- ① 通学区域・通学路に関する事項
- ② 学校名に関する事項
- ③ 校歌・校章に関する事項
- ④ P T A組織に関する事項

(2) 説明会の開催

協議会の要請に基づき、意見書の内容やアンケート実施結果を踏まえ、区の小中一貫教育における取組や小中一貫型の学校に関する説明を予定している。

説明会開催概要	
時期	令和3年2～3月の平日夕方と土曜日の日中で開催
場所	■ 志村第四中学校の通学区域内にある各小中学校の体育館 志村第四中学校、志村小学校、志村坂下小学校、北前野小学校、緑小学校、前野小学校の6校 ■ グリーンカレッジホール
規模	■ 学校体育館は、先着100名まで ■ グリーンカレッジホールは、定員の半分まで ※予め、先着順で入場を締め切ることを周知
周知方法	■ 説明会を開催する各学校での周知案内配付・ポスター掲示 ■ 町会の回覧・掲示板（志村第四中学校の通学区域に係る町会） ■ 区施設でのポスター掲示（志村第四中学校の通学区域に係る各支部内の区施設に掲示） ■ アンケートを行った幼稚園・保育園への周知案内配付・ポスター掲示 ■ 区ホームページ、ツイッターでの周知 ■ 広報いたばし ■ いたばし子育てナビアプリへの掲載
周知期間	令和2年12月下旬～令和3年1月

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況にあわせて、説明会の規模等は変更する可能性がある。

板橋区教育委員会 御中

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）意見書

本協議会は、当初、魅力ある学校づくり協議会（志村小）として令和元年11月18日に発足し、志村小学校の施設整備手法と児童の教育環境の充実に関する事項等を協議してきました。

魅力ある学校づくり協議会（志村小）では、板橋区の中でも最も歴史のある学校の一つとして志村小学校を現在の場所で改築することができないか検討を重ねてきました。

しかし、現在の志村小学校の敷地は、多くを擁壁に囲われていて特に南側の高い擁壁については、早急な安全対策の必要性はないものの関係法令の基準に不適合であること、敷地と接する道路の幅員が狭いなどの課題のほかに、日影規制や仮設校舎を設置しながらの工事は動線が児童の登下校の動線と重複し、安全性が心配されるなどの敷地特性の課題も多くあり、施設更新の難易度が非常に高く工事期間が6年程度に及ぶなど、工事の長期化が懸念されることが分かりました。

そのような中でも、工事期間を短縮することは出来ないか、他の場所に仮設校舎を設置し改築することができないか検討してきましたが、単独で改築を行う際には様々な課題があり、工事手法の検討だけでは限界があることから、学びのエリアでの小中一貫教育推進の視点を協議会としても取り入れ検討を重ねてきた結果、令和2年3月12日の第4回協議会において、志村第四中学校との小中一貫型の学校整備という方向性で課題を整理しながら協議を進めていくことになりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う緊急事態宣言の発出により、5月に予定していた志村第四中学校関係者を協議会委員に迎えた協議会の開催が、7月にずれ込むなど影響もありましたが、令和2年7月3日には魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）が改めて発足し、通算で5回目となる協議会を開催しました。

第5回協議会で協議を振り返って認識を共有しつつ、令和2年7月27日には小中一貫型の学校整備の先行事例として杉並区立高円寺学園を視察するなど、協議会全体で現状と方向性に対する理解を深めながら、本協議会としての意見集約に向けて協議を重ねてまいりました。

令和2年度で116周年を迎える歴史ある志村小学校が、現在の場所とは違う場所に移転することや、親しまれてきた志村第四中学校の特徴的な校舎が建て替わることによる寂しさを覚える方々は少なくありません。しかし、志村小学校の工事長期化による児童への影響や、志村第四中学校も築後45年が経過し、今後10年程度で改築を検討する時期を迎えるため、古くなった校舎を新しくしたいなど、子どもたちのことを考え協議を重ねた結果、本協議会として以下の方向性をまとめました。

本協議会は、教育委員会へ、これまでの両校に対する保護者や地域の方々の支援や愛着などの思いを十分に斟酌し、子どもたちの教育環境を整えていくことを第一に考えていくことを要望し、意見書を提出します。

令和2年11月16日

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）

1 志村小学校と志村第四中学校の施設整備についての方向性

(1) 志村小学校の整備手法

志村小学校と志村第四中学校とを小中一貫型の学校として整備する。

(2) 小中一貫型の学校の開始時期

令和9年4月1日

(3) 場所

板橋区志村3-15-1 現志村第四中学校

(4) 改築までの大まかな流れ

- ① 志村第四中学校の校庭に仮設校舎を設置
- ② 志村第四中学校は仮設校舎へ移動
- ③ 志村第四中学校の現校舎を解体
- ④ 志村小学校・志村第四中学校はともに新校舎完成まで現在の校地内で運営
- ⑤ 新校舎完成後、施設一体型小中一貫型の学校として新校舎へ移転

(5) 整備に向けて検討が必要な事項

『志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会（以下「検討会」と言う）』を設置し、具体的に検討する。

2 学校整備等において配慮すべき事項

(1) 通学区域・通学路に関すること

通学区域変更の有無も含め十分に検討し、通学区域を変更する際には、通学距離や安全な通学路およびスクールゾーンの設定などについて配慮すること。

(2) 学校名に関すること

志村小学校・志村第四中学校ともに、歴史を踏まえ残すことを検討すること。

(3) 校歌・校章に関すること

- 志村小学校・志村第四中学校ともに、歴史を踏まえ残すことを検討すること。
- 新しく作成する場合は、学びのエリアの子どもたちを育てていくという想いを反映すること。

(4) 跡地活用に関すること

児童・生徒、地域のための活用や安心安全のための防災機能の強化、地域の活性化に資するよう配慮すること。

(5) 小中一貫型の学校となることで配慮してほしいこと

- 学びのエリアの他の小学校とも小中学校間および小学校間の連携を深め、安心して学校生活を送れるよう配慮すること。
- 1年生から9年生までの差に十分配慮するとともに、いじめに対する対応についても検討すること。
- 特別支援学級の設置および施設整備について十分配慮すること。
- 小中学生の施設利用の重複による不具合が生じないように配慮すること。

(6) 教育的効果を高める整備・現代的な課題に対応する整備を行うこと

- ICTを活用した学習や外国語などを効果的に学べる施設整備について検討すること。
- 一定基準面積の校庭確保に配慮すること。
- 感染症流行やデジタル技術の進化などによる社会環境の変容に伴う根本的な価値観の変化や課題に対応できる施設整備について検討すること。
- 職員室など教職員の働く環境についても十分配慮すること。

(7) 児童・生徒及び保護者への配慮に関すること

- 新しい環境へ変わる児童・生徒はもちろん保護者についても心のケアや対応に配慮すること。
- 丁寧な説明会の開催など、情報共有や意見交換の場を設定し、不安要素への対応を行うこと。
- 工事期間中はもちろん開校後も児童・生徒の安心安全に十分配慮すること。

(8) 学校の伝統や歴史の保存に関すること

記念コーナーやモニュメントの設置、記念誌の作成など、伝統や歴史の保存に配慮すること。

(9) 設計・工事等に関すること

- 工事期間中の安全面について十分確保すること。
- 新校舎建築中の志村第四中学校の学習環境、校庭確保などについて、配慮検討すること。

(10) その他

- それぞれ立場の違いを超えて、お互いを尊重し、子どもたちのために検討していくこと。
- 教育委員会事務局は、一つひとつの意見や課題に対して、しっかりと回答し責任を持って対応していくこと。

3 今後の検討会での協議について

- 上記「2 学校整備等において配慮すべき事項」およびそれに関連する事項などについて、具体的に検討すること。
- 検討にあたっては、協議会において出された意見に十分配慮し、スケジュールや内容について丁寧に説明しながら進めていくこと。
- 検討会での新たな意見についても柔軟に対応し、必要に応じて作業部会などを設置して、教職員や関係者とともに検討すること。
- 学びのエリアの教育内容や先進自治体の小中一貫型学校などについて、学ぶ機会を設定し検討を進めること。
- 施設設備の充実はもちろん教育理念や教育活動の充実についても検討すること。